

新規開業医師に意向確認する 外来医療機能について

令和5年(2023年)2月 熊本県健康福祉部医療政策課

熊本県外来医療計画 (今後の施策の方向性)

- 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

(1) 外来医療の
分化・連携
の推進



- ① 地域ごとの外来機能の見える化、地域医療構想調整会議での情報共有及び病床機能と外来機能の一体的協議（病診連携等）
- ② 在宅当番医制などの医師会等の分化・連携の取組みの促進
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなどICTを活用した取組みの推進
- ⑤ 県民の医療のかかり方の普及啓発

(2) 外来医療を
担う医師の
養成・確保



- ① 総合診療専門医など地域の外来医療を担う医師の養成
- ② 事業承継制度等の後継者確保対策の検討
- ③ 初期救急や学校医等に係る新規開業者への協力要請

令和4年度から具体的に取り組む事項

第6回熊本県地域医療構想調整会議
(令和4年6月2日)資料3

県外来医療計画に定める方向性のうち、以下の点について取組みを進める。

- ◆ 医療機器※¹の共同利用※²を促進するため、**共同利用の実態を調査**するとともに、新規購入希望者（更新含む）に対して、**共同利用の意向を確認**する。

※1：CT、MRI、PET、マンモグラフィー、放射線治療（体外照射）を対象
※2：連携先の医療機関から紹介された患者のために利用される場合を含む

- ◆ 県内で一般診療所を新規開業する医師に対して、届出の際に、初期救急、公衆衛生分野、在宅医療等の**外来医療機能への協力について意向を確認**する。確認する外来医療機能（地域で不足する機能）は、地域調整会議で協議し設定する。

⇒ 機器購入・開業の届出の際に、県で定めた確認様式を管轄保健所に提出することとし、今後の地域医療構想調整会議でその提出状況を報告する。

その他、県において、地域での協議に必要な初期救急等のデータ収集を継続的に行う。

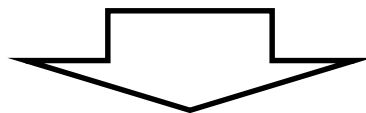
- ◆ 外来医療機能に関する鹿本地域ワーキンググループ（鹿本地域医療構想調整委員会）での協議概要は以下のとおり。（委員会開催：令和元年12月2日）

分野	目指すべき方向性
初期救急	<ul style="list-style-type: none"> 当圏域では、ほぼすべての医療機関が対応しているが、医師の高齢化も進んでいることから、現状の体制を維持できるよう、既に対応している医師にも引き続き協力要請を行うとともに、新規開業を行う医師にも協力を要請する。
公衆衛生分野	<ul style="list-style-type: none"> ○学校医：現状では、小・中・県立学校、支援学校21校に対して26人の医師が対応している。今後医師の高齢化による対応医師の減少が懸念されるため、現状の体制を維持できるよう、既に対応している医師にも引き続き協力要請を行うとともに、新規開業を行う医師に協力を要請する。 ○予防接種：当圏域では、36医療機関が予防接種法に基づく予防接種を実施している。現状の体制を維持できるよう、既に対応している医師にも引き続き協力要請を行うとともに、新規開業を行う医師に協力を要請を行う。 ○産業医：産業医は、ストレスチェックや長時間勤務者への対応が必要になったことに加え、働き方改革関連法により機能強化が図られており、健康相談等において、より一層の役割が求められているため、新規開業を行う医師に協力を要請するなど産業医の確保に取り組んでいく。
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢化の進展に伴い、住み慣れた地域で自分らしく暮らすために在宅医療の需要が一層高まることが予想される。今後、新規開業を行う医師に協力要請を含め、在宅医療に取り組む医療機関等資源の把握や調整を図りながら、在宅医療に携わる医療機関の連携体制を強化して取組みを進めていく。

上記の結果を踏まえ、鹿本地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「**初期救急（在宅当番医）**」、「**学校医**」、「**予防接種**」、「**産業医**」、「**在宅医療**」の5項目とする。

WGの結果を踏まえ、第9回鹿本地域医療構想調整会議において、以下のとおり6項目が合意された。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ①「初期救急(在宅当番医)」 | ②「学校医」 |
| ③「予防接種」 | ④「産業医」 |
| ⑤「在宅医療」 | ⑥「 <u>診療・検査医療機関</u> 」(追加項目) |



再協議したい事項

◆ ⑥「診療・検査医療機関」について

今般の新型コロナウイルス感染症対応の課題を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時に、有症状者が適切に診療・検査を受けることができるよう、新型コロナウイルス感染症を含む「新興感染症等に係る診療・検査体制への協力」と変更する。